あろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行つた場合について、同条第二項の規定はこれらの者が当該特定取引に係る契約に関する報告事項について第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「前二条」とあるのは、「第十条の五の規定並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十七条第一項第一号中「の事項」の下に「若しくは同条第三項において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた行為若しくは同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことに係る事項」を加え、同項第二号及び第三号中「第四十一条の二第六項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第九条」を「第八条」に改める。

第七条第一項中「、各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第二項中「若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）」及び「、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、「若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎」を「を基礎」に改め、同条第三項中「又は連結所得の金額」、「並びに第八十一条の十三第二項及び第四項」、「又は連結所得等の金額」及び「及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額」を削り、同条第四項中「第八十条の二」を削り、同項の表法人税法第八十条の二の項中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、同表法人税法第八十二条の項を削る。

第九条第一項中「第十条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改める。

第十条の五第一項中「が特定組合員」を「が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第八項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。）」に、「特定組合員が締結している組合契約によつて成立する組合」を「特定組合員等に係る第八項第六号イからハまでに掲げるもの」に、「第十条の七まで」を「この条、次条及び第十条の八」に改め、同条第二項中「第六項」の下に「及び第七項」を加え、「及び第十条の七第一項」を「並びに第十条の八第一項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他」を「その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の」に、「第十条の七まで」を「この条、次条及び第十条の八」に、「該当することとなつた日（当該各号に定める」を「異動を生じた日（その異動を生じた」に、「該当することとなつたこと」を「異動を生じたこと」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に、「当該各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「その異動を生じた」に改め、同項各号を削り、同条第六項を次のように改める。

6　報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は第四項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合には、政令で定めるところにより、その取得の日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあつては、政令で定める日）までに、当該届出書等を提出した者に対し第四項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

第十条の五第十項中「第八項」を「第九項及び第十項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　特定取引を行つたとみられる者（報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該特定取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定取引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の八までの規定を適用する。

第十条の五第七項中「第十条の七」を「第十条の八」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　特定組合員等　次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ　組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合　組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ロ　イに掲げる組合に準ずる事業体　特定取引を当該事業体の業務として行う者

ハ　信託　信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの

第十条の五第七項第七号を削り、同項第八号中「者の」を「ものの」に改め、同号イ中「。ロ」を「。ハ」に、「法人（組合契約によつて成立する組合を含む。）」を「法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロ中「内国法人」を「法人等（イ及びロに掲げるもの並びに信託を除く。）」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げるもの、内国法人及び信託を除く。）　当該外国

第十条の五第七項第八号を同項第七号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日の」とあるのは「次項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の」と、「取得の日から」とあるのは「該当することとなつた日から」と、「日（当該」とあるのは「日（」と、「当該届出書等を提出した者に対し第四項」とあるのは「第二項の特定取引を行つた者に対し第三項」と、「異動届出書の提出の」とあるのは「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替えるものとする。

一　特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合